

# 指定訪問介護及び 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業） 運 営 規 程

## （事業の目的）

第1条 この事業所が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態・事業対象者となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことによりその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 運営の方針は、次の掲げるところのよるものとする。

- (1) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者の要介護状態の軽減し若しくは悪化の予防又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業においては、訪問介護計画の作成後は、訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリング結果を指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業者に報告するものとする。
- (6) 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (7) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人白生会 ヘルパーステーション けやき
- (2) 所 在 地 青森県五所川原市字敷島町1番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所の勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名 (サービス提供責任者、訪問介護員と兼務)  
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たる。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名 (訪問介護員と兼務)  
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援事業の提供に当たる。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 10名 (常勤職 6名 非常勤 4名)  
(1名管理者と兼務・2名はサービス提供責任者と兼務)  
訪問介護員初任者研修課程(旧ヘルパー2級)修了者2名(常勤1名・非常勤1名)  
訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名 (常勤職員) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、年中無休とする。
- (2) 営業時間は、24時間体制とする。  
※ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容及び利用料金その他の費用の額)

第6条

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問介護)を提供した場合の利用の額は、介護報酬告示の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合書に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、五所川原市・つがる市・鶴田町の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員は、現に指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っているときを利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者の報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第9条

1 訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年5回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止、身体拘束に関する事項)

第10条

1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の予防のため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当核事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

3 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととする。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録することとする。

(契約解除に関する事項)

第11条

当事業所及び関連施設等におけるハラスメント行為や問題行為を、利用者様又は、ご家族様を含めた関係者において確認された場合、又、過去にも同様の行為があったと確認された場合はサービス終了とする場合がある。

(感染症対策に関する事項)

第12条

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 3 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めることとする。
- 4 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底していくものとする。
- 5 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していくものとする。
- 6 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していくものとする。

(業務継続に向けた取り組みに関する事項)

第13条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 附 則

この規定は、2008年	6月	1日から施行する。
この規定は、2008年	7月	1日から施行する。
この規定は、2008年	9月	1日から施行する。
この規定は、2009年	4月	1日から施行する。
この規定は、2010年	4月	1日から施行する。
この規定は、2011年	4月	1日から施行する。
この規定は、2012年	4月	1日から施行する。
この規定は、2013年	4月	1日から施行する。
この規定は、2014年	4月	1日から施行する。
この規定は、2015年	4月	1日から施行する。
この規定は、2016年	4月	1日から施行する。
この規定は、2017年	4月	1日から施行する。
この規定は、2017年	12月14日	14日から施行する。
この規定は、2018年	4月	1日から施行する。
この規定は、2019年	4月	1日から施行する。
この規定は、2020年	4月	1日から施行する。
この規定は、2021年	4月	1日から施行する。
この規定は、2022年	4月	1日から施行する。
この規定は、2023年	1月	1日から施行する。
この規定は、2023年	4月	1日から施行する。
この規定は、2023年	9月	1日から施行する。
この規定は、2024年	4月	1日から施行する。
この規定は、2025年	4月	1日から施行する。